

日吉台共有施設管理組合組合費(1区画当たり月額)の変遷

単位:円

共有施設名	適用区分	昭和61年6月1日 ～昭和62年9月30日	昭和62年10月1日 ～平成12年3月31日	平成12年4月1日 ～平成17年9月30日	平成17年10月1日 ～平成27年9月30日	平成27年10月1日～
集中汚水 処理施設	管理料	200	600	(←従量制を採用した組合員は、町の下水道使用料と同等の使用料で算定していた。)		
	使用料	1,100	1,800			
	計	1,300	2,400			
防犯灯	管理料	200	200			
真空ゴミ 輸送施設	管理料	800	1,000	1,000		
			未入居・非居住の場合 管理料のみ 1,800	未入居・非居住の場合 管理料のみ 1,000		
	使用料	940	2,600	2,600		
	計	1,740	3,600	3,600		
	維持 管理費				3,000	2,800
				空き家・空き室 800	空き家・空き室 600	
施設修繕 積立金	集中汚水 処理施設	(利用保証金) 100,000	100,000			
	真空ゴミ 輸送施設	(利用保証金) 180,000	180,000	180,000	180,000	180,000
	計	280,000	280,000	180,000	180,000	180,000

※1 集中汚水処理施設は、平成12年4月1日に富里市(当時の富里町)公共下水道へ移管しました。

※2 防犯灯は、平成12年4月1日に日吉台の各自治会へ移管しました。

※3 施設修繕積立金のうち集中汚水処理施設については、平成12年3月31日で廃止しました。平成12年4月1日以後組合員となった者(承継者等で既に納付している場合を除く。)は、下水道受益者納付金の対象となります。